

## 議第60号

呉市税条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例の一部を改正する条例

呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第39条中「又は第12号」を「若しくは第12号」に改め、「固定資産」の次に「又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」を加える。

第40条の4第1項中「又は第12号」を「第12号又は第16号」に改める。  
附則第5条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第28条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の呉市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、

平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第9条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第9条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第9条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第9条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第9条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。